

議 会 資 料	議案第 60 号
税 務 課	

志摩市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号。以下「省令」という。)第4条が一部改正により削られました。

固定資産税の特例措置の対象となる事業を、この省令の一部改正の内容に対応させるため、本条例を改正するものです。

2. 改正する条例の要点

○情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の省令第4条に規定する事業(いわゆるコールセンター)が特例措置の対象から除外されます。

【抜粋】

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令

(法第十七条第三号に規定する総務省令で定める事業)

第四条 法第十七条第三号に規定する総務省令で定める事業は、情報通信の技術を利用する方法により行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談若しくは商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務に係る事業又は新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務に係る事業及びこれらの業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理若しくは分析の業務に係る事業とする。

志摩市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例(平成16年志摩市条例第63号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(趣旨) 第1条 この条例は、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域の振興を促進するため、同法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画区域(以下「計画区域」という。)内において当該認定産業振興促進計画に定められた次に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、固定資産税の特例を定めるものとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の省令第4条に規定する事業</u> <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略)	(趣旨) 第1条 この条例は、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域の振興を促進するため、同法第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画区域(以下「計画区域」という。)内において当該認定産業振興促進計画に定められた次に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、固定資産税の特例を定めるものとする。 (1)・(2) (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略)